

市川第 20200605-0167 号
令和 2 年 6 月 5 日

指定居宅介護支援事業者 様
指定介護予防支援事業者 様
指定地域密着型（介護予防）サービス事業者 様
指定事業者 様

市川市 福祉政策課

手指消毒用エタノール優先供給スキーム（6月分）のユーザー登録期間の延長について（周知）

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

この度、標記の件につきまして以下のとおり、千葉県より連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

6月1日にFAXでお知らせしました、手指消毒用エタノール優先供給スキームのユーザーの登録期限について、6月中の注文を希望する施設は、「6月4日（木）」までと御案内を差し上げておりましたが、厚生労働省より、登録の期限を「6月8日（月）」まで、延長するとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

当該優先スキームの県ホームページを作成しましたので、併せてお知らせいたします。

URL「<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigojigyousha/corona.html>」

今後の優先スキームの変更点や、7月以降の流れ等については、ホームページでのお知らせを予定しております。

以上